

心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(地位の喪失)</p> <p>第16条 加入者は、第1号から第5号までのいずれかに該当する事由が生じたときはその事由の生じた日の属する月の翌月から、第6号に該当する事由が生じたときはその事由の生じた日の属する月から、加入者としての地位を失うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 加入者が掛金（第6条第2項の加算掛金及び同条第3項の継続掛金を含む。次条、第17条及び第19条の2において同じ。）を引き続き2月滞納したとき。</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(地位の喪失)</p> <p>第16条 加入者は、第1号から第5号までのいずれかに該当する事由が生じたときはその事由の生じた日の属する月の翌月から、第6号に該当する事由が生じたときはその事由の生じた日の属する月から、加入者としての地位を失うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 加入者が掛金（第6条第2項の加算掛金及び同条第3項の継続掛金を含む。次条、第17条及び第19条の2において同じ。）を引き続き2月<u>（知事がやむを得ない事情があると認める場合にあっては、6月以内において知事が定める期間）</u>滞納したとき。</p> <p>(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。